

議案第 4 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市基金条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市基金条例（昭和 46 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表に次のように加える。

介護従事者処遇改善臨時特例基金	介護従事者の処遇改善に関する臨時特例交付金による介護保険料の軽減措置等の資金に充てる。
-----------------	---

第 2 条 川崎市基金条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表介護従事者処遇改善臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

介護従事者の処遇改善に関する臨時特例交付金による介護保険料の軽減措置等の資金に充てるための基金を設置すること等のため、この条例を制定するものである。